

開 示 決 定 通 知 書

武市フ第 157 号
平成 25 年 10 月 8 日

様

武雄市長

樋 渡 啓 祐



平成 25 年 9 月 21 日付けで請求のあった公文書の開示については、武雄市情報 公開条例第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり公文書の全部を開示することと決定したので通知します。

| | |
|--------|---|
| 公文書の件名 | 平成 25 年度予算の「フェیسブックポータル機能運用管理委託料」及び「フェイスブックポータル機能アカウント料」に関する内容の分かる一切の資料 |
| 開示の日時 | 開示文書郵送による |
| 開示の場所 | 同上 |
| 所 管 課 | つながる部 フェイスブック・シティ課 フェイスブック係 電話番号(直通)0954-23-9121 |

注 1 公文書の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

2 指定された公文書の開示の日時に支障があるときは、あらかじめその旨を所管課に連絡してください。